

住宅性能証明業務に係る手数料一覧

1. 新築住宅等

消費税込み

適用する基準		一般	基準に適合する証明書等 (※1) がある場合
省 エ ネ	断熱等性能等級 4 以上 (※2)	66,000円	44,000円
	一次エネルギー消費量等 級 4 以上 (※2)	66,000円	44,000円
	断熱等性能等級 5 以上 及び一次エネルギー消費量 等級 6 以上	66,000円	44,000円
耐震等級（構造躯体の倒壊等防 止）2 以上 (※3)		88,000円	66,000円
高齢者配慮対策等級 3 以上		55,000円	38,500円

(※1) 設計住宅性能評価、フラット 35S 適合証明書、認定長期優良住宅又は低炭素住宅に係る認定通知書（但し、一般財団法人大阪住宅センターが発行したものに限る。）をいう。

(※2) 令和 5 年 12 月 31 日以前に建築確認を受けた住宅又は令和 6 年 6 月 30 日以前に建築された住宅に限る。

(※3) 共同住宅の基準に適合する証明書等がない場合および免震住宅は別途見積りとする。

2. 既存住宅等

消費税込み

適用する基準		一般	基準に適合する証明書等 (※1) がある場合
省 エ ネ	断熱等性能等級 4 以上	88,000円	66,000円
	一次エネルギー消費量等 級 4 以上	88,000円	66,000円
耐震等級（構造躯体の倒壊等 防止）2 以上 (※2)		別途見積り	66,000円
高齢者配慮対策等級 3 以上		77,000円	55,000円

(※1) 性能評価、フラット 35S 適合証明、長期優良住宅又は低炭素住宅に係る認定通知書（但し、一般財団法人大阪住宅センターが発行したものに限る。）をいう。

(※2) 共同住宅の基準に適合する証明書等がない場合および免震住宅は別途見積りとする。

3. 増改築工事等

別途見積りとする。

- ・計画変更に係る申請料金は、当初の申請料金の 1/2 の額とします。
- ・再検査を行う場合は、1 回につき 22, 000 円の料金とします。
- ・評価書を再発行する場合は、1 通につき 5, 500 円の料金とします。
- ・審査対象住宅が、最寄駅からタクシーを利用した場合は、実費相当額が必要となります。
- ・審査対象住宅が、事務所から 30 kmを超えている場合は別途料金が発生します。